

【申請施設の情報】 要請対象期間中、**全ての期間にご協力いただいた施設**

※ 要請対象期間は、令和3年6月1日（火）から6月20日（日）までとなります。なお、**6月2日（水）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず支給できません。**

取 組 施 設	フリガナ		業種 業態		
	名称				
	住所	〒	電話 番号		
	従来の営業時間	：		～	：
	要請期間の 取組内容及び 協力開始日	<p>要請期間（6月1日～6月20日）の全てにおいて、</p> <p><input type="checkbox"/> 営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮（休業を含む）しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を午前11時から午後7時までの間としました（酒類の提供を終日行わない場合を含む）。</p> <p><input type="checkbox"/> 各感染防止対策の実施と業種別ガイドラインの遵守をしています。 特に次の取組について、徹底して行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保） ・ 手指消毒の徹底 ・ 食事中以外のマスク着用の推奨 ・ 換気の徹底 <p><input type="checkbox"/> 飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。</p> <p>※上記項目に全て該当することが支援金支給の要件です。</p>			
		要請期間における営業時間を記入してください。 休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。	：	～	：
		要請期間における酒類の提供時間を記入してください。 終日、提供をやめた場合は「99:99～99:99」とご記入ください。	：	～	：
	中小企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の下限額での申請希望	<p>中小企業で、1日当たりの売上高が83,333円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、支援金の下限額（2万5千円/日）で申請される場合、下記にチェックを入れてください。</p> <p>※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる次の資料は提出不要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たり売上高を算出した年（2019年又は2020年）の6月の売上台帳等の帳簿の写し ・ 2020年の確定申告書「別表一（第一表）」を提出している場合は、2019年の確定申告書「別表一（第一表）」の写し ・ （法人）2020年の法人概況説明書を提出している場合は、2019年の法人事業概況説明書の写し ・ （個人）青色申告決算書の写し、又は白色申告収支内訳書の写し <p><input type="checkbox"/> 当施設（店舗）については、支援金の下限額で申請します。</p>			

※ 複数施設を申請する場合は、このページと次のページをコピーして使用してください。